平成２９年（フ）第８７号
新潟県村上市新町10番38号
破産者　髙橋　勝彦
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１１８３号
滋賀県東近江市五個荘簗瀬町439番地
破産者　岡田　直幸
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
鹿児島県日置市吹上町永吉12541番地
破産者　七呂　清道
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
茨城県古河市関戸2045番地12　須藤ハイムＳ－１
破産者　金久保高士
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　確定した破産債権が存在せず、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６３５号
茨城県龍ケ崎市城ノ内５丁目20番地21、開始決定時の住所神奈川県伊勢原市桜台５丁目12番２号　ＲＩＶＥＲ矢羽根103号
破産者　佐野　千鶴
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１３０号
札幌市手稲区前田９条14丁目１番27号　ウエストタウンマエダ１－Ｃ号
破産者　黒田　慎一
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７３号
相模原市南区西大沼３丁目17番20号、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台２丁目６番７号
破産者　木村　　樹
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２７４号
相模原市南区西大沼３丁目17番20号、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台２丁目６番７号
破産者　木村　　彰
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７８号
静岡市葵区上足洗３丁目９番27―303号
破産者　佐々木隆美
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５４号
名古屋市緑区鳴子町１丁目53番地　アーバンラフレ鳴子４棟608号
破産者　有賀　二郎
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目24番３号、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市玉里町５番５号
破産者　下道　雄二
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
（開始決定時の住所）北海道旭川市緑が丘東５条２丁目３番18号
破産者　石川　睦男
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２号
宮城県東松島市赤井字川前二98番地70
破産者　阿部　勝子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
長野県飯山市大字旭4960番地ロ号
破産者　中島　　守
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
静岡県浜松市浜北区寺島2338番地の５中安アパート101号、住民票上の住所静岡県磐田市見付5807番地２
破産者　松浦　教夫
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
静岡県浜松市南区飯田町871番地の４、前住所静岡県浜松市南区中田島町1550番地
破産者　太田　　聡
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第３０号
長野市大字南長池1027番地１　コティヤード長池101号、破産手続開始決定時の住所長野市大字徳間1101番地12
破産者　木村　松夫
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午前10時30分
平成30年５月21日
長野地方裁判所民事部破産係